

京都市上下水道局告示第19号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成26年6月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市中京区西ノ京原町36番地8

株式会社 大和設備工業

代表取締役 新 康夫

2 変更事項（代表者の変更）

山田 潔から新 康夫に変更

（上下水道局下水道部管理課）